

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 基礎生物学研究所 における研究評価について

基礎生物学研究所では、基礎科学の研究活動を評価するためには、極めて多面的な要素を総合的に判断しなければならないことから、連携・広報企画戦略室において評価の実施方法を検討中である。

現在は、研究所全体の点検評価を所長のリーダーシップのもと、外部委員を含む運営会議による検証を経つつ、研究所の運営が行われている。その他に外部評価及び自己点検評価を点検評価委員会にて実施しており、本稿においてはその点検評価委員会の推進について概説する。

1. 基礎生物学研究所の概要

1-1 概要

基礎生物学研究所は、大学における学術研究の発展に資するため、基礎生物学に関する総合研究を行うことを目的として設置された。生物現象の基礎的事項の究明を目標とし、動物・植物を対象に、生物の基本単位である細胞の構造・働き・増殖・分化、器官の形成、外界からの刺激に対する生体の反応・制御等について総合研究を行っている。

1-2 沿革

- 昭和 52 年（1977 年） 生物科学総合研究機構（基礎生物学研究所、生理学研究所）創設
- 昭和 56 年（1981 年） 岡崎国立共同研究機構（分子科学研究所、生物科学総合研究機構（基礎生物学研究所、生理学研究所）の総合化）創設
- 平成 16 年（2004 年） 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所）創設

1-3 職員数・予算・研究組織

職員数（平成 18 年 4 月 1 日現在） 岡崎共通研究施設を含む

所長	教授 (うち客員)	特任教授	助教授 (うち客員)	助手	研究員	総研大大学院生	特別共同 利用研究 員	技術課技 術職員	合計
1	19(6)	1	17(3)	31	65	42	11	27	214(9)

財政規模（単位：千円）

・運営費交付金（平成 17 年度決算額） 岡崎共通研究施設を除く

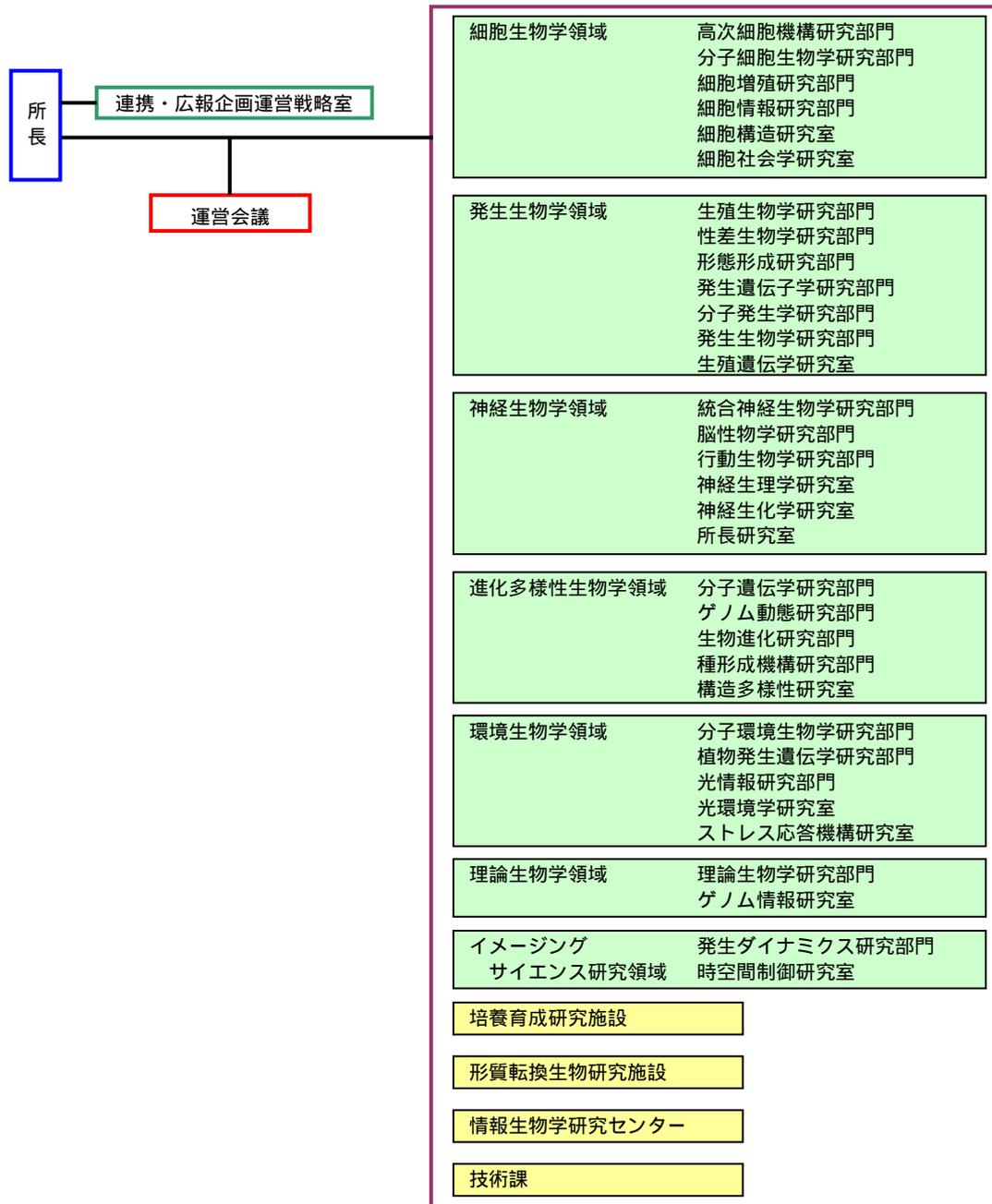
人件費	物件費	施設費	合計
807,534	819,038	1,657,171	3,283,744

・外部資金（平成 17 年度受入額：間接経費を除く） 岡崎共通研究施設を除く

科学研究費補助金	その他の外部資金	合計
695,600	329,980	1,025,580

研究組織

22 研究部門、11 研究室、2 研究施設及び 1 研究センターと技術課を置いている。全国の大学の教員その他の者で、研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する者の利用に供するとともに共同研究を行っている。



客員研究部門

2 評価推進体制

2 - 1 評価事務局の体制

評価担当者を置き、所長との連携に基づき事務処理を実施しており、評価専門の部局は設置していない。

2 - 2 評価事務局の役割

研究所の評価担当者は、所長との連携に基づき事務処理を行っている。

3 代表的又は特徴的な評価

3 - 1 名称

自己点検・評価（点検評価規則は、別添 1 参照）

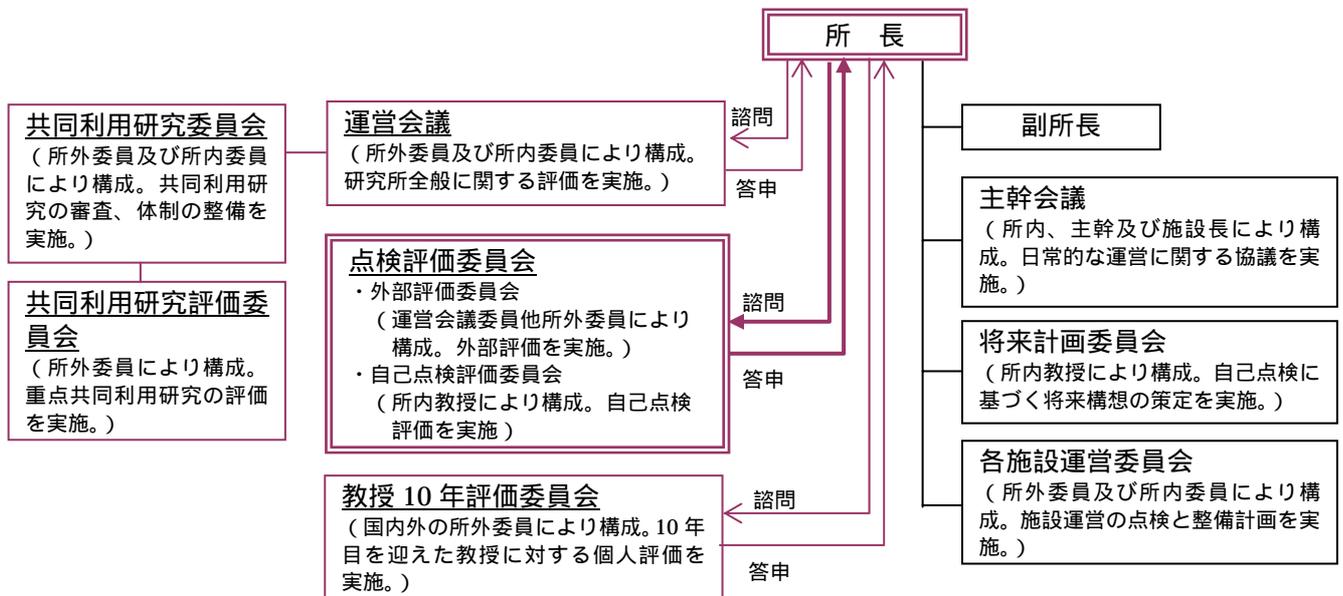
3 - 2 趣旨

基礎生物学研究所の設置目的及び社会的使命を達成するため、研究活動等の状況について自己点検・評価、及び外部の者による評価を行い、これをもって研究所の活性化を図ることとしている。

3 - 3 評価実施に関する委員会

点検評価委員会

< 評価体制図 >



3 - 4 評価者（レビューア）の選定基準

特に規定は設けていないが、運営会議委員全員としている。

3 - 5 評価対象

自由発想に基づく基礎研究をミッションとしているため、基礎研究自身の評価は実施せず、本委員会では、研究所全体の運営に関する評価を行っている。

具体的に委員会は、次に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

- 一 自己点検・評価及び外部評価の基本方針に関すること。
- 二 自己点検・評価及び外部評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 国立大学法人評価委員会が行う評価に係る諸事業への対応に関すること。
- 五 その他自己点検・評価及び外部評価に関すること。

3 - 6 実施時期

毎年度実施している。（3月～5月頃）

3 - 7 評価方法

所長からの諮問を受けて、外部評価は、所外の運営会議委員全員を対象に、自己点検・評価は、所内の運営会議委員全員を対象に、書面による評価を実施し、評価結果をそれぞれ所長に答申する。

この運営会議全員による書面による評価に加え、所外の運営会議委員の中から3名の委員と所長、副所長、評価関係教授の間で、座談会形式で研究所の諸活動について評価を含む意見交換を行い、次年度の年度計画に反映している。

3 - 8 評価項目

委員会では、次の各号に掲げる事項について点検評価を行う。また、以下に掲げる事項に係る具体的な点検評価項目は、委員会が別に定めることとしている。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。
- 三 大学等との共同研究体制に関すること。
- 四 大学院教育協力及び研究者の養成に関すること。
- 五 研究組織に関すること。
- 六 研究支援組織に関すること。
- 七 施設設備等研究環境に関すること。
- 八 国際研究交流に関すること。
- 九 社会との連携に関すること。
- 十 管理運営に関すること。
- 十一 学術情報に関すること。
- 十二 財政に関すること。
- 十三 点検評価体制に関すること。
- 十四 その他委員会が必要と認める事項

3 - 9 評価結果の公表

研究成果を中心に報告書として毎年取りまとめ、文部科学省、国公立大学、大学共同利用機関、その他関係研究機関、近隣の地方自治体、報道機関、研究所所外関係委員に送付している。

また、外部評価の結果については、外部点検評価報告書として冊子としてまとめ、公表している。

4 評価結果の取扱い

4 - 1 被評価者へ評価結果を開示、被評価者から評価結果に対する意見を提出する体制

被評価者は、評価報告書により、評価内容を知る機会を有する。被評価者は、評価結果について評価者と意見交換を行うことは可能である。本来、学術研究の活動評価は多面的でアナログ的であるとの考えから、明確な評価基準を設けた評価を実施していない。したがって、現在の評価方法において、評価結果に対する意見を提出する体制の整備の必要はほとんどないと考える。

4 - 2 資源配分（予算、人材、研究スペース等）への評価結果の反映状況

若手研究者評価において、高い評価を受けた被評価者の研究をさらなる発展を促すために、新規研究機器の購入など研究環境の改善に反映させている。また、教授の研究活動でも、特に目覚ましい発展が期待される研究については、常勤研究員の配置、特別研究費の配分、研究スペースの優遇などに反映させている。

4 - 3 企画立案（PLAN）のための意思決定プロセスや戦略策定への評価結果の反映状況

所全体の評価については、概算要求等を通じて将来計画に反映させている。

5 特記事項

5 - 1 教授10年評価委員会

基礎生物学研究所の研究体制は、教授に自由度を与え、創造的な研究を奨励する意味から教授就任後10年目に評価を行い、その結果を所長から運営会議に報告することとしている。

運営会議委員から2名を所長が指名し、海外2・3名、国内2・3名、合計5名の評価委員を選び、評価は、書類によるものとし、評価結果は直接所長に届けられる。所長は、これらを参考にしながら、最終評価結果を運営会議に報告する仕組みで運用している。

5 - 2 所内セミナーの開催

自由発想に基づく基礎研究をミッションとしている研究所としては、研究者の自主性・自立性を基本としており、研究者のモチベーション、研究者間の競争力等、所内の活性化を目的として、所内セミナーを毎月実施している。

具体的には、各自の研究テーマを所員全員に対して発表を行い、最低2年に1度は発表を行う仕組みで運営している。

評価を実施している訳ではないが、より良い成果を導き、より良い評価を得るための仕組みとしては、有効に機能している。

5 - 3 連携・広報企画運営戦略室の設置について

平成17年度に「連携・広報企画運営戦略室」を設置している。これは、基礎生物学研究所が行う対外的事業を円滑に運営するための組織として発足し、研究所が国内外の研究グループや研究者と行う共同研究など連携事業の推進と実施におけるサポート、国際会議やセミナーの企画運営、さらに本研究所の研究活動とその実績を社会に公表するなどの広報を主な任務としている。

本戦略室は今後、所長、副所長とともに企画に携わるとともに、新たな評価の仕組みや、評価結果を如何に広報していくか等、研究所のアドミニストレーション機能を持つことができるように体制を徐々に整備しており、マネジメント面において重要な位置づけになってくる。

5 - 4 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成18年10月11日に現地調査を実施し、基礎生物学研究所における評価活動を確認した。

現地調査には、研究開発評価推進検討会の委員である内田理之氏（理化学研究所経営企画部評価推進課長）及び小湊卓夫氏（九州大学大学評価情報室助教授）に同席いただき、意見交換を行った。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究の企画立案（PLAN）への評価の活用について	自由発想に基づく基礎研究をミッションとしていることから、研究の内容については現場の教授に任せるという風土があり、組織としての戦略的な研究テーマの企画立案の意識は低く、必然的に評価の企画立案への活用は少ない。 研究活動の組織評価はアニュアルレポートとしてまとめ、それを外部評価にかけ、そこでの意見を将来計画に反映させている。また研究者個人の評価として教授10年評価を実施する体制ができている。
評価の推進体制について	研究所のミッションから所内セミナーが何よりも厳しい評価活動であるとの考え方を採っているが、外部評価による客観性の補強が出来れば研究者のマインドがより高まると思われる。 所長のもとに各種評価委員会が置かれ、評価に関する答申を所長のリーダーシップのもと実施できる体制にある。
代表的な又は特徴的な研究等事例に対する評価について	運営会議及び点検評価委員会による年次評価が実施されている。さらに教授の10年評価が実施されており、体制としては確立され、定期的に行われている。しかし、評価結果の研究現場への効果的なフィードバック手法が確立されていないようであり、評価のための評価になりがちのため、自由発想に基づく研究の成果が見えかけた時に加速する手段を講じるなど、より評価結果を活かせる新たな仕組みを取り入れていくと良いという印象がある。 毎月所員による所内セミナーを開催し、研究計画や成果の報告を行い、所員相互のピアレビューを実施することで、所員の研究推進を図る体制を取っている。さらに助教授の研究評価を所長が行っている。

<p>評価結果の取り扱いについて</p>	<p>毎年作成するアニュアルレポートにより現状把握を行い、将来計画に反映させている。また助教授の研究評価によってインセンティブを持たせる工夫を行っている。組織として所長のリーダーシップをとれる体制になっているが、かなり限定的な運用にとどまっているように思われ、PLANへの評価結果の反映等が望まれる。</p>
<p>(2) 評価により研究の進展に大きな影響があった事例について</p>	<p>評価が研究活動を促進することは少ないように思われた。これは、研究者の自由発想をことさら重視していることにも通じるが、経営陣が研究現場に対して経営の側面からリーダーシップを発揮し、PDCAサイクルを廻せれば、組織力をもっと発揮できるように感じられた。</p> <p>所内セミナーの実施により、研究者に緊張感をもたらしていることが述べられた。また助教授の評価では人員の配置やスペースの確保が行われている。しかし、資源は決まっていることから、十分に研究に反映できる訳ではないため、本当の活性化につながったかの判断は難しいと思われる。</p>
<p>(3) 評価システム改革のための方策について</p>	<p>基礎研究という性格を踏まえ、それを活性化させるための方策と研究者の自由な発想とのバランスが重視されている。しかしややもすると研究者の自発性の尊重という言葉の背後に、任せすぎの側面が隠される場合もあるため、バランスの取り方は所長の判断に依存する体制となっている。</p>
<p>(4) その他(研究評価について、特に気になる点や問題)</p>	<p>評価活動には法人としての説明責任を果たす側面があるが、毎年のレポートだけでなく、今後、広報企画運営戦略室による発信強化に期待する。</p> <p>トップマネジメントができる体制を取れているので、リーダーシップをもっと図って行ければよいと感じた。</p>
<p><その他のコメント></p> <p>組織の経営という観点をもっと強く持つと良いと感じる。基礎研究を担う機関として基礎研究の大切さに関する意識は誰よりも強いが、例えば、それを国民に伝えようとする説明責任が十分に発揮仕切れていないと思われる。したがって、評価活動が評価のための評価という悪循環に陥らぬようにするためにも、評価を通じて法人の存在意義をアピールする活動をもっと積極的に推進してほしい。</p> <p>基礎生物学の領域が広大にある中で、研究所がどのような特色を打ち出していくのか、模索段階にあるという印象を受けている。評価による改善を実施しようとしても、予算が措置されず、財政規模も縮小する中、外部環境を厳しくとらえ、現在改善できる部分と予算措置がなければできない部分を分けて議論することも必要と感じられた。</p> <p>一方、興味深い事例として、生物学国際高等コンファレンスの開催が挙げられる。ここでは基礎生物学のメインストリームからは外れているが、将来有望と思われる領域を取り上げている。ここでの成果や課題を研究所としてどのように受け止め、将来に活かしていくのが今後期待したい。</p> <p>基礎研究領域が短期的な視野での取組とは馴染まない部分があるということは理解できるが、将来の方向性を持つことは組織として重要であろう。その意味で研究所の方向性を競合する組織との比較の上で考えることは今後、ますます重要になると思われる。</p>	

16年4月1日
基研規則第4号

自然科学研究機構基礎生物学研究所点検評価規則

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構基礎生物学研究所(以下「研究所」という。)の設置目的及び社会的使命を達成するため、研究活動等の状況について自己点検・評価、及び外部の者による評価(以下「外部評価」という。)を行い、もって研究所の活性化を図ることを目的とする。

(点検評価委員会)

第2条 研究所に、前条の目的を達成するため基礎生物学研究所点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 副所長
- 三 研究所の研究主幹
- 四 研究施設の長
- 五 自然科学研究機構研究連携室の研究所所属職員
- 六 研究所の技術課長
- 七 その他研究所長が必要と認めたる者

3 前項第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、研究所長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副所長がその職務を代行する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(点検評価委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

- 一 自己点検・評価及び外部評価の基本方針に関すること。
- 二 自己点検・評価及び外部評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 国立大学法人評価委員会が行う評価に係る諸事業への対応に関すること。
- 五 その他自己点検・評価及び外部評価に関すること。

(点検評価事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について点検評価を行うものとする。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。

- 三 大学等との共同研究体制に関する事。
 - 四 大学院教育協力及び研究者の養成に関する事。
 - 五 研究組織に関する事。
 - 六 研究支援組織に関する事。
 - 七 施設設備等研究環境に関する事。
 - 八 国際研究交流に関する事。
 - 九 社会との連携に関する事。
 - 十 管理運営に関する事。
 - 十一 学術情報に関する事。
 - 十二 財政に関する事。
 - 十三 点検評価体制に関する事。
 - 十四 その他委員会が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検評価項目は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

- 第7条** 委員会に、専門的事項について調査させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織等については、委員会が別に定める。

(点検評価の実施)

- 第8条** 自己点検・評価又は外部評価は、毎年度実施する。

(点検評価結果の公表)

- 第9条** 研究所長は、委員会が取りまとめた点検評価の結果を、原則として公表する。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないと認めた事項については、この限りではない。

(点検評価結果への対応)

- 第10条** 研究所長は、委員会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

(庶務)

- 第11条** 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第12条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究所長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、第2条第2項第7号により選出された最初の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。